

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年6月20日(月) 9:30～11:30
- 2 場所 滋賀県大津合同庁舎 7-D会議室
- 3 議題 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、惣田委員、中井委員、野呂委員、畠委員、林委員、堀委員、松四委員、水原委員

5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

※以下、補足の内容。

- ・配慮書時点では産業廃棄物の受け入れのみを対象としていたが、事業者により検討が行われ、一般廃棄物についても受け入れる計画となった。そのため「管理型最終処分場建設事業」から「一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業」へ事業名が変更されている。
- ・方法書による調査地域に京都府域、京都市域が含まれるため、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事前に京都府および京都市に対し隣接自治体協議を行った。京都府からは、京都市と協議を進めること、京都市からは、今後の手続きにおいて京都市域への影響が見られる場合には説明をすること、と回答があった。
- ・対象事業実施区域の近傍に断層が存在するが、地震に対する構造物の安全性については廃棄物処理法で審査がされるため、今回の環境影響評価の論点とはしない。

(事業者)

資料2および補足資料(事前自然環境調査・委員限り資料)について説明。

(会長)

それでは委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

事業計画についての確認である。対象事業の目的の中で災害廃棄物について言及しているが、方法書P.2-16に記載の「取り扱う廃棄物の種類」の中には災害廃棄物に関する記載がない。災害が発生した際のみ緊急に受け入れるという趣旨だと思うが、受け入れる可能性があるのであれば但し書き等で記載すべきではないか。

(事業者)

大津市とも災害廃棄物に関する協定を結び、また一般廃棄物の許可を取得していくとい

う過程もあるため、今後の図書では委員ご指摘のように記載する。

(委員)

最終処分場の計画では増設や拡張といったことが度々あるが、本事業においてその可能性はあるか。

(事業者)

中間処理施設や事業実施区域の隣接地に採石を継続していく場所がある。現時点では計画はないものの、そちらについても最終処分場にするという可能性はある。

(委員)

増設等は住民の方が気にされる話であるので、想定される場合には丁寧な説明をしていただきたい。

(事業者)

承知した。

(委員)

水質の予測に関連して、浸出水の負荷は埋め立てられる廃棄物の種類により変化すると思うがどのように予測を行うのか。浸出水の処理能力の算定にも影響する部分である。

(事業者)

環境影響評価の手続きと並行し、大津市とは施設の設置許可の手続きを進めており、原水の負荷については、類似施設である三重県で供用中のグループ会社の最終処分場の浸出水の濃度を参考に設定している。

(委員)

放流された浸出処理水による河川の水質への影響を予測するため底質の項目を設定しているが、1,4-ジオキサンが含まれていないのではないか。また、類似施設での1,4-ジオキサンの処理はどのような状況か。原水の状況が把握できていないと、処理のフローも決まらないのではないか。

(事業者)

1,4-ジオキサンについて、予測項目の対象としているが、方法書の底質の項目から記載が漏れているため、今後の図書で適切に記載する。

また、1,4-ジオキサンは曝気をすると空气中に拡散していくが、類似施設での1,4-ジオ

キサンの処理は出来ている。管理型最終処分場ではほう素、ふっ素が処理困難物質とされているが、三重県の類似施設では蒸発処理を採用しており、蒸発した水を処理するため、その段階でほう素、ふっ素は除去され、1,4-ジオキサンは空気中に拡散される。本事業における水処理では生物処理を計画しており、ほう素、ふっ素の吸着塔と水銀、重金属の吸着塔など4塔の吸着塔を設置予定であるため、処理困難物質も吸着処理で対応可能であると考えている。

(委員)

本事業においても1,4-ジオキサンが除去が可能というのは、実際には曝気をして大気に飛ばしている、という理解でよいか。

(事業者)

生物処理の過程ではそうになってしまう。

(委員)

余程曝気をしないと水中に残ってしまうと思うが、大気に飛ばされた分というのは、回収するのではなく、拡散するので問題ない、という考えか。

(事業者)

三重県の類似施設では水質の調査項目になっているものの、1,4-ジオキサンは低濃度の検出状況である。

(委員)

場所によって発生する状況も変わってくると思うため、注視していただきたい。

(委員)

埋蔵文化財について、対象事業実施区域より北東約200メートルに勝華寺遺跡がある、と方法書に記載されている。埋蔵文化財は地表面ではわかりづらく、200メートルは限りなく隣接している、という評価になるが、この扱いはどのように考えているか。

(事業者)

こちらは採石場として既に改変がされている場所である。配慮書時点でも文化財についてはご指摘をいただいております、当時確認した者に確認したところ、その時点においても文化財は発見されていない、と聞いている。

ただし、浸水処理設備の工事により付近を改変するため、文化財が発見された場合は速やかに大津市へ届け出る。

(委員)

既存資料の結果から草地性の動物が確認されているが、方法書で設定されている陸生動物の調査地点ではこれらの動物を把握できないのではないかと。また浸水処理設備が設置される場所と和邇川の接する場所に草地が確認できるが、ここは調査地点としないのか。

(事業者)

浸水処理設備を設置予定の場所については既に木くずの破碎処理施設等があり、改変済の場所である。草地は確認が出来ない地点である。

(委員)

今回改変される土地について、草地はないという理解でよいか。

(事業者)

草地と呼べるような広がりを持ったところは確認されていない。しかし、採石の跡地に一部草地化している箇所もあるため、調査地点として設定している。

(委員)

草地性の動物は調査地域では出てこない、という理解でよいか。

(事業者)

採石の跡地での調査で十分に把握ができるものと考えている。

(委員)

今回の調査の目的は対象事業実施区域内の生物相の把握である。草地性の動物が調査から漏れないか心配である。また、改変区域の調査地点が1地点のみであり、十分に把握ができるか疑問である。P4 地点などは谷を挟んで改変区域の反対側であるので、移動能力が低い小型哺乳類等はこちらの地点では把握ができないのではないかと。

(事業者)

今回の改変区域はほとんどが採石場であり単一的な環境であると判断している。単一的な環境での代表地点として1地点を設定しており、周辺は多様な環境が見られるため、複数の地点を設定している。

改変区域内に調査地点を追加すべき、というご意見かと思うので、法面に草地が見られる地点もあるため、調査地点の追加を次回の審査会までに検討する。

(委員)

景観の予測および評価の手法について、予測はフォトモンタージュ作成による方法、評価は技術指針に示されている手法をそれぞれ用いると記載されている。通常環境影響評価ではフォトモンタージュで作成したものと現況を比較するが、その内容でよいか。

(事業者)

その通りである。

(委員)

今回の場合はそれだけでよいのか疑問である。今回の事業は景観の面ではかなり特殊である。対象事業の目的の部分にも住民からの想いとして「掘削前の形状に近い状態に戻してほしい」という記載があり、埋立後は植林を行うという記述もある。通常環境影響評価では自然地が残っているところに手を加え、よくない状態にしてしまうため、現況と事業後の状況を比較し評価することが目的である。

今回の場合は、現時点の状況が最も望ましい状況とは限らず、理想の状態というのが採石前の状態に戻すこと、という状況である。当地域は風致地区であり、大津市の景観計画でも山地景観地域および田園集落景観地域である。住民の採石前の状態に戻してほしいという欲求は理にかなっており、採石前を理想として考えるなら、景観の予測としてフォトモンタージュと比較すべきは現況でよいのか疑問である。しかし、戻すと言っても元の山体に戻すわけではなく、元に戻るとも思っていないが、事業目的に掲げているようなことを可能な限り検討したということを示すためには、採石前のものと比較すべきではないか。

2点目として、景観の面言えば採石前の山の形に近づけていくということが大事であるが、地表面の樹種を含めた山肌の色彩については、周辺の山との調和という面でもかなり影響が大きい。フォトモンタージュでこの辺りをどこまで再現できるのか質問である。

3点目は、採石場を継続している部分も含めて、地形の復元という観点で、将来的にどこまでを見据えているのか。計画の中で将来像について言及されていると最もよいのではないか。

(事業者)

地元の方々からは、掘削した急傾斜の岩面が出ているような部分をなるべくなくしてほしいという声をいただいている。現状は採石を上の方まで続けているので、盛土をして仮設の道路を作っているような状況である。

最終処分場では貯留構造物等があるため、高木を植えてしまうと、台風の影響等もある。しかし、法面の踊り場のような部分を広く確保したり、覆土を通常より厚くしたりして、高木を中間の部分に植えるようなことを計画していかなければならないと考えている。

フォトモンタージュに関しては、改変している部分は随分前から航空写真を撮っている

という話も聞いている。当時からの変化について、想定している景観の位置からの比較は難しいかもしれないが、当時のコンターなども活用して検討できればと思う。

また、フォトモンタージュでどこまで再現できるかという点であるが、なるべく堰堤や樹種も想定した上で作成し、最終的な準備書での評価をしていきたい。

3点目の以前の形に戻すという点について、地盤の安定性等も考慮をすると、以前の形が必ずしもよいとは限らないが、地元からの要望も踏まえた上で、その部分も考えていければと思う。

(委員)

様々な制約条件があることは理解している。地元からの声に応えたいというのも記載いただいているので、とても高く評価している。例えば北海道の最終処分場の例をあげると、公園にして人々の憩いの場になっているような事例もある。そのため制約条件がある中でも、この部分は出来た、ということをも明文化していくことが、住民の方に御理解をいただく意味でも重要ではないか。

(事業者)

検討させていただく。

(会長)

事業計画はどこまでを指しているのか。どの時点で事業が終わったと判断するのか。

(事業者)

埋め立て期間を約15年で考えている。その後、廃止の確認を約10年で想定しているため、最長約25年を事業として想定している。

(会長)

埋め立てた後に元の山へ戻していく、という部分は事業の計画に含まれているのか。

(事業者)

その期間も事業計画に含めている。配慮書の際にもご説明したが、法面が数段終わった段階で即座に緑化を始めていく想定である。最終的に天端の部分まで来た後は、高木等を植えて終わるという考えである。15年経った時点で緑が見えるような状況にあると考えている。

(会長)

その段階で公園のような状況になっているということか。

(事業者)

可能であればそうしたいと考えている。個人的な見解ではあるが、桜を植えたりして、休日には山登りをさせていただいたり、弊社としても休みの日には開放をさせていただき、琵琶湖を望めるよい場所なので、そのようなことができたらと考えている。

(会長)

先ほどの景観での最終形というのは、その状態のフォトモンタージュが示される、と理解してよいか。

(事業者)

覆土の厚さの問題等もあるが、そのようなフォトモンタージュを作成したい。

(会長)

比較の対象の部分であるが、環境影響評価の手続きとしては現況との比較でよいか。

(事務局)

環境影響評価の手続きでは、事業を実施したことによる環境の変化ということになる。ただし、先ほど委員が仰ったように、今回の事業は自然地を一から開発するものではなく特殊である。このため、参考情報としての扱いでも構わないので、可能な範囲で図書の中に情報を盛り込んでいただけないかと考える。

(会長)

手続き上は現況との比較であるが、今回の対象事業ではない事業による変化については事業者の自主性に任せるということでよいか。

(事務局)

かなり古くから事業を実施されていると思う。航空写真では上からの写真しかないので、横からの正しい情報がないということもあると思うので、参考扱い等でも構わないので工夫をして検討いただければと考える。

(委員)

当時の写真等が残っていないのであれば、地形図等で大まかな山容等を復元いただき、今回のフォトモンタージュと比較いただきたい。そうすることで地元の方からも評価いただけるのではないかと考える。

(委員)

第5章の計画段階環境配慮について伺う。浸出水処理設備の位置と処理水の放流先をA案、B案で比較検討している。配慮書時点ではA案の方が優れているとして評価していたが、方法書時点ではB案で実施する方針であるとして記載されている。その理由として、A案の方が活断層に近いと、としているが、この理由だけでは必ずしもB案が優位であると言い切れないのではないかと。処理水を流量の多い和邇川へ流す方が、環境負荷は少ないということであるが、処理してしまえば差はないとも言える。

一方で災害・事故時の想定をすると、A案の方が優れているという印象である。B案では浸出水を標高差が80メートルもあるところを導水する必要があるし、処理設備の直上に急峻な場所があるので、土石流により被災するというリスクもある。和邇川が増水した場合には浸水のリスクもある。それに対しA案では全体的にリスクが低く、冗長性を持たせることで事故時にもリスクカバーが可能であり、安全性を担保できると考えられる。調整池も大きく、地下水の下流側でもあり、活断層が動く可能性があるにしても、リスクが低いのではないかと。地質調査で活断層の位置も判明したのであれば、直上を避け、埋立地以外で用地を検討し処理施設に充てるということで、西側水路に流すということも検討可能だと思うがいかがか。

(事業者)

当初A案で検討をしてきた経緯がある。以前、委員からも流量が少ないので西側水路に流す方がよいのではという意見をいただいたこともある。B案の方であれば住居地域が近い、国道が近接している、急傾斜地もある、というところでの2年間非常に悩んで検討してきたところである。B案については国道が近く、急峻でもあるため、崩壊ということになると影響が大きい。水処理施設に関しては、浸水処理設備、洪水調整池、浸出水の調整槽も作るため、崩壊ということになったとしてもこれらの設備で抑制ができないかと、とも考えている。これらの検討でA案ではなく、B案とさせていただいた。

西側の断層の直下ではない地点についても検討したが、断層からどれだけ距離を取れば問題ないとは言えないため、より近づくほど状況が悪いという判断のもと、距離が離れているB案とした。

(委員)

B案にすることでリスクが上がった印象であることは意見しておく。

(事業者)

水処理施設を作る過程で大きなコンクリート構造物を作るため、国道側へのカバーという点を含めて検討していきたい。

(委員)

道路騒音の地点を設定した理由について、搬入ルートがこちらしかないという前提でよろしいか。

(事業者)

搬入ルートは主に国道 477 号を通り、国道 367 号を経由して場内へ入るというルートである。他には北側、南側から入ってくる車両もあるが、9 割以上が国道 477 号からのルートになると想定している。そのため最も影響が多い地点で調査をしたいと考えている。

(委員)

説明を聞いて妥当な位置であると思うが、南側の京都市からのルートについては影響を懸念すべき建物等はないか。

(事業者)

京都側について、事業地から数キロは民家もなく、通行車両も少ないため、今回はこちらの地点での調査としている。

(委員)

現況から影響が少ないということを示しておくべきではないか。

(事業者)

現状の採石場からの車両の増減も含めて、影響が大きくないということを示させていただく。もし影響があるようであれば補正を検討する。

(委員)

低周波音の調査について丁寧に実施する印象を受けるが、低周波音を発生させる施設として浸出液処理施設が挙げられているが、どのような設備を想定しているのか。

(事業者)

詳細な事業計画は今後決まっていくものであり、導入する設備もこれから決めていくため、その設備の選定状況によっては丁寧な調査を実施する必要があると考えている。

低周波音が発生する具体の設備として想定されるのは、大型の送風機である。

(委員)

現況の施設では低周波を発生させるような設備は存在するのか。

(事業者)

現在は木くずの破砕機があるが低周波音を発生させるような設備ではない。

(委員)

承知した。現況の設備の稼働状況等も把握した上で調査を実施いただきたい。

(委員)

埋立地から浸水処理設備までの対象事業実施区域の部分について、残地森林を分断するよう見える。方法書に調査後には環境保全措置を検討すると記載されているが、配慮がされるという理解でよいか。

小型哺乳類や両生類・爬虫類がこの部分を移動できないと、上の部分が完全に孤立してしまうのではないか。

(事業者)

既存事業場の中には30メートルほどの残地森林が存在する。陸生動物の調査地点P1からP2はかなり急峻であるが、山の中を移動できるようになっている。山と尾根を完全に分断するような状況にはならない。

(委員)

小型哺乳類などは溝等が出来てしまうと移動ができなくなる可能性があるが、その点も大丈夫か。

(事業者)

残地森林の中に横断溝等はないため、行き来は可能であると考えている。

(会長)

1,4-ジオキサンは曝気して大気中に飛ばす、という話が先ほどあったが、これに関して大気に関する規制はあるのか。

(事業者)

1,4-ジオキサンは水質の監視項目になっているが、三重県での類似施設ではほぼ検出されていない状況である。今回の計画では原水の濃度でも危険な状態にはならないという想定である。

大気に関する規制は知る限りではないと理解している。

(会長)

念のため確認いただきたい。規制がないのであれば問題ない。
降下ばいじんは現在の事業の中で測定したことはないか。

(事業者)

測定した実績はない。

(会長)

承知した。
微小粒子状物質の測定の目的は。

(事業者)

大気環境基準の項目に入っているため選定をしている。

(会長)

微小粒子状物質の原因は広域な影響によるもののため、既存の大気汚染常時監視測定局(堅田局)のデータを用いればよいのではないか。最終処分場であれば原因物質となり得るものも微々たるものである。

環境影響評価にもメリハリが必要であると思うので、他の項目に重点を置くなど、一度検討いただきたい。

(事業者)

地点数の見直しなど検討したい。

(委員)

事前自然環境調査報告書(委員限り資料)の内容について、クマタカが事業地の近くを飛来している形跡がある。採餌のために飛来してきているのか。

(事業者)

採餌のために飛来してきている状況ではないと考えている。この辺りに上昇気流が発生しており、それを利用しているのではないか。

(委員)

多くは事業実施区域の外側で行動しているため影響はないのではないと思うが、念のため確認した。

(会長)

それでは他にないようなので、本日の審査を終了する。

以上